

# 公益財団法人砂原児童基金 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人砂原児童基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に香川県下の将来を担うべき小学生から高校生までの子ども達の健全な育成と自立に寄与すること及び海外からの外国人留学生に対する支援活動を通じて国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小学生から高校生までの子ども達に対する助成及び自主事業
- (2) 児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業
- (3) 子ども達を支援する活動を行う団体への助成事業
- (4) 海外からの外国人留学生に対する奨学金事業
- (5) その他財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 設立者の氏名並びに拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 氏名 砂原 英二  
財産 金銭  
価額 金3億円

氏名 砂原 千壽子  
財産 金銭  
価額 金5億2000万円

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は次に掲げるものをもって構成される。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた前条に示す基本財産。
  - (2) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。
  - (3) 公益認定を受けた日以降に基本財産として寄付された財産。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の

法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は、本条第2項及び第3項の規定によるほかは、無報酬とする。
- 2 評議員が、評議員会に出席した場合には、その対価として報酬を支給することができる。
  - 3 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 4 前3項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める役員等及び選考委員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のうちから互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により

同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人1名並びに出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上9名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員等の制限)

- 第27条 この法人の各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 この法人の監事について、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
  - 3 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、本条2項及び3項の規定によるほかは、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び公認会計士又は税理士を業とする監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 非常勤の理事及び監事が、理事会等に出席した場合には、その対価として報酬を支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める役員等及び選考委員の報酬並びに費用に関する規程による。

#### (役員損害賠償責任の免除)

第33条 当法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意にして重大な過失のなかった場合、賠償責任額から法令に規定する最低責任額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

#### (非業務執行理事等の責任限定契約)

第34条 当法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、

理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事が職務を行うにつき善意にして重大な過失のなかった場合、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

### （構成）

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### （権限）

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解職
- （4）その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### （開催）

第37条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

### （招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### （議長）

第39条 理事会の議長は理事の互選により決定する。

### （決議）

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### （決議の省略）

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと



きは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が署名又は記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)、及び第12条(評議員の選任及び解任等)についても適用する。

(解散)

- 第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

- 第46条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第47条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第30条2項の規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を電子公告にて公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第10章 選考委員会

(選考委員会)

第52条 この法人は、第4条の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別途定める奨学生選考委員会規程によるものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。  
設立時評議員 中尾 文俊  
設立時評議員 岩村 浩二  
設立時評議員 岩本 正博
- 3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。  
設立時理事 大平 康喜  
設立時理事 村上 義憲

設立時理事 真弓 克子

設立時理事 砂原 英二

設立時代表理事（理事長） 砂原 英二

設立時監事 石丸 周治

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

この定款は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この定款は、公益認定を受けた日から施行する。